



申20号交渉

JR東日本会社「都労委命令は中労委に 再審査の申し立てをしており 確定していない」

さらに、「不当労働行為は容認しない」と回答、議論は全くかみ合わず、対立で終了！

八王子地本が6月13日に申し入れた、

「申20号 東京都労働委員会が下した「全部救済命令」の即時履行と不当労働行為のない正常な職場環境を求める緊急申し入れ」

の団体交渉が6月30日13時から開催されました。

会社は「都労委命令は国鉄時代の職場秩序の乱れを教訓として定立した就業規則23条の趣旨や目的が考慮されていない」「職場秩序の維持、確立に取り組んできた事情等が考慮されていない」から「中労委に再審査の申し立てを行ったところで、都労委命令は確定していない」とし、組合側とは認識が合いませんでした。

また、「不当労働行為を容認する考えはない」として、いまなお行われている職場でのさまざまな不当労働行為についても認めず、交渉は対立で終了しました。

会社の回答、見解はこれまでの都労委内での調査・審問・命令の内容をねじ曲げています。
コンプライアンス上からも決して許されるものではありません！

詳細は No.069 に続きます！